

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3342号)

令和8年5月26日

横 情 審 答 申 第 3342 号  
令 和 8 年 5 月 26 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年8月12日教北学第509号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1) 令和4年度いじめ認知報告書（特定小学校） (2) 令和5年度いじめ認知報告書（特定小学校） (3) 令和6年度いじめ認知報告書（特定小学校） (4) 令和4年度学校いじめ防止対策委員会会議録（特定小学校） (5) 令和5年度学校いじめ防止対策委員会会議録（特定小学校） (6) 令和6年度学校いじめ防止対策委員会会議録（特定小学校） (7) 令和4年度 特定小学校対応記録 (8) 令和5年度 特定小学校対応記録 (9) 令和6年度 特定小学校対応記録 (10) 北部学校教育事務所学校教育支援課個別対応記録票」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、別表1に掲げる保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表3に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和7年6月10日付で行った保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第2号及び第7号柱書に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 法第78条第1項第2号の該当性について

文書1から文書3まで及び文書7から文書10までの不開示部分である審査請求人以外の個人の呼称、番号、性別、学年、続柄、欠席日数、発言・対応内容及びそれらが推測できる情報並びに学年ごとのいじめ認知件数は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、又は、特定の個人を識別することはできないとしても、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、本号に該当し、本号ただし書に該当せず、不開示とした。

## (2) 法第78条第1項第7号柱書の該当性について

ア 文書1及び文書3の不開示部分である審査請求人以外の個人の聞き取り内容、状況及び学校の対応内容には、審査請求人以外の個人の聞き取り内容及び当時の状況並びに児童等に対する学校の対応内容が記載されており、これらの内容は、公にすることを前提としていないため、開示することによって、学校と児童等の信頼関係が損なわれ、今後、同様な事案があった場合に、児童等が学校からの聞き取りに応じることをちゅうちょし、正確な事実を把握することができなくなっ

たり、ひいては、いじめ被害にあっても学校へ相談することをちゅうちょしてしまふなど、適切な支援及び指導に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当し不開示とした。

イ 文書2の不開示部分である審査請求人以外の個人の聞き取り内容には学校の対応方針が記載されており、これらには児童への支援及び調査並びに関係者対応に向けた内部の調整過程等が含まれている。これらの内容を明らかにすることで、当該事案の関係者との信頼関係を損ない、今後の行政運営及び学校運営に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当し不開示とした。

ウ 文書4から文書10までの不開示部分である学校の所見、検討事項及び対応方針には、児童への支援及び調査並びに関係者対応に向けた内部の調整過程等が含まれており、これらの内容を明らかにすることで、当該事案の関係者との信頼関係を損ない、今後の行政運営及び学校運営に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当し、不開示とした。

### (3) その他

本件審査請求書において、審査請求人代理人は審査請求人の父の「同意書」を添付しており、父の情報に当たると考える黒塗り部分を開示するよう求めているが、これについては父自身の保有個人情報開示請求を行うことで、開示することができる可能性があると考えます。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件保有個人情報の黒塗り部分を開示するよう求める。
- (2) 特定小学校は、審査請求人の保護者である特定個人A及び保護者であり審査請求人の保護者かつ審査請求人法定代理人である特定個人Bに対して、本件開示請求に関するいじめ問題について、連絡を取り合い共有していくこととしていたので、それが確実に履行されていれば黒塗りによる一部開示をする必要はないと考える。また特定年月日1及び特定年月日2の電話の内容についても黒塗りとされている部分について、誰と誰の通話かの記載はないが、審査請求人の保護者である特定個人Aのスマートフォンに記録された通話履歴日付が一致していること、本件いじめ問題について他の人間と通話する必要性は全くないと思われるため、「(黒塗り部分)との電話」の黒塗り部分は「父」で、特定個人Aと特定小学校特定個人C教諭との

通話であると思われる。通話内容の事実を正しく記載しているのであれば、黒塗り不開示である必要は全くないと考える。ただし、不開示とする部分の概要・根拠・理由について、開示請求者、加害児童「特定個人D」「特定個人E」以外の他の児童に関する部分は、理解できるため不要。加害児童部分については、いじめ問題の事実を知る必要があると考えるため開示するよう求める。

## 5 審査会の判断

### (1) いじめ対応に係る事務について

ア いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第23条第2項では、「学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。」と規定されており、学校がいじめを認知し対応した場合、学校は「いじめ認知報告書」を作成し、実施機関に報告する。

イ 児童や保護者からいじめ事案等の訴えがあった際、当該児童や保護者の所属する学校は、情報を整理し適切な対応を行うため、児童や保護者、関係児童等から確認した内容を記録する。また、学校教育事務所は、学校から報告された内容やそれらに対する助言、児童及び保護者への対応等を記録し、実施機関内で情報共有を図るため「個別対応記録票」を作成している。

### (2) 本件保有個人情報について

ア 文書1から文書3までは、いじめを認知した児童への対応状況を記録するいじめ認知報告書であり、認知日、解消日、学年、性別、概要、対応状況等が記載されている。文書4から文書6までは、いじめ事案に対する組織的対応の体制づくり、方針の決定・実施、重大事態発生時調査等の対応を行ういじめ防止対策委員会の会議録であり、開催日時、出席者、話し合われた内容等が記載されている。文書7から文書9までは、学校が作成した対応記録であり、児童の氏名、訴えの内容、それらに対する学校の対応内容、保護者への連絡状況等が記載されている。文書10は、学校教育事務所が作成した個別対応記録票であり、児童に関する学校との連絡内容等が記載されている。

イ 当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で別表2のとおり不開示部分を分類し、以下検討する。

### (3) 法第78条第1項第2号の該当性について

ア 法第78条第1項第2号では、「開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）・・・開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ハ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を不開示情報と規定している。

イ 不開示部分1及び不開示部分2には、審査請求人以外の個人の氏名、呼称、番号、学年、性別、欠席日数、いじめ認知件数等が記載されている。

このうち別表3に掲げる部分は、保護者や関係児童といった呼称であり審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報とまではいえず、又は、既に開示されている部分から明らかな情報であり、開示すべきである。

その余の部分については、審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当し、ただし書イからハマまでに該当しない。

ウ 不開示部分3には、審査請求人以外の個人の言動及び状態が記載されている。

このうち、別表3に掲げる部分は、特定の個人を識別できるもの又は権利利益を害するおそれがあるものとは認められず、本号本文に該当せず、開示すべきである。

その余の部分については、審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの又は権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号本文に該当し、ただし書イからハマまでに該当しない。

#### (4) 法第78条第1項第7号柱書の該当性について

ア 法第78条第1項第7号柱書では、「・・・地方公共団体・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開

示情報と規定している。

イ 不開示部分4には、実施機関の対応方針、対応状況及び所見が記載されている。

このうち別表3に掲げる部分は、面談内容の見出し、実施機関が審査請求人から聞き取った内容、いじめ対応に当たっての通常に対応事項等であり、開示することで、実施機関の事務に支障が生じるおそれがあるとまでは認められず、開示すべきである。その余の部分については、児童の支援や対応方針についての検討段階のものであり、これらの内容を開示すると関係者との信頼関係を損ない、また職員が評価や所見を記載することをためらい、適切な支援ができなくなるおそれがあるという実施機関の主張に不自然・不合理な点があるとまでは認められない。

(5) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のおり、実施機関が本件保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表3に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

別表1 本件保有個人情報

個人情報名	対象保有個人情報
文書1	令和4年度いじめ認知報告書(特定小学校)
文書2	令和5年度いじめ認知報告書(特定小学校)
文書3	令和6年度いじめ認知報告書(特定小学校)
文書4	令和4年度学校いじめ防止対策委員会会議録(特定小学校)
文書5	令和5年度学校いじめ防止対策委員会会議録(特定小学校)
文書6	令和6年度学校いじめ防止対策委員会会議録(特定小学校)
文書7	令和4年度 特定小学校対応記録
文書8	令和5年度 特定小学校対応記録
文書9	令和6年度 特定小学校対応記録
文書10	北部学校教育事務所学校教育支援課個別対応記録票

別表2 不開示部分

不開示部分名	不開示部分	不開示条項
不開示部分 1	審査請求人以外の個人の氏名及び呼称	法第78条第1項第2号
不開示部分 2	番号、学年、性別、欠席日数、いじめ認知件数等	
不開示部分 3	審査請求人以外の個人の言動及び状態	
不開示部分 4	実施機関の対応方針、対応状況及び所見	法第78条第1項第7号

別表3 開示すべき部分

不開示部分名	個人情報名	開示すべき部分
不開示部分 1	文書 1	2 頁目表の 8 行目対応状況等欄の不開示部分 1 行目の全て、表の 9 行目不開示部分の全て
	文書 2	2 頁目表の 2 行目から 4 行目までの対応状況等欄の不開示部分の全て
	文書 3	2 頁目表の 2 行目対応状況等欄の不開示部分の全て、3 頁目表の 3 行目対応状況等欄の 2 行目不開示部分 9 文字目から 12 文字目まで、表の 4 行目対応状況等欄の不開示部分の全て、表の 5 行目対応状況等欄の 2 行目不開示部分 1 文字目から 6 文字目まで、表の 8 行目対応状況等欄の不開示部分の全て、5 頁目表の 2 行目対応状況等欄の 2 行目不開示部分 9 文字目から 12 文字目まで、表の 3 行目及び 7 行目対応状況等欄の不開示部分の全て、6 頁目表の 8 行目対応状況等欄の 2 行目不開示部分 9 文字目から 12 文字目まで、7 頁目表の 2 行目対応状況等欄の不開示部分の全て、11 頁目表の 4 行目対応状況等欄の不開示部分 1 行目 1 文字目から 7 文字目まで
	文書 4	4 頁目内容欄 11/22 不開示部分の全て
	文書 6	18 頁目表の 1 行目から 3 行目までの 8 列目各不開示部分 1 行目の 14 文字目から 17 文字目まで、21 頁目表の 1 行目から 3 行目までの 8 列目各不開示部分の全て、23 頁目表の 1 行目から 3 行目までの 8 列目各不開示部分の 1 行目 1 文字目から 6 文字目まで
	文書 7	1 頁目不開示部分 2 行目 14 文字目から 18 文字目まで、不開示部分 5 行目 1 文字目から 3 文字目まで、3 頁目不開示部分 2 行目 15 文字目から 19 文字目まで、不開示部分 3 行目 1 文字目から 3 文字目まで、不開示部分 6 行目の全て、4 頁目不開示部分 4 行目 1 文字目から 3 文字目まで、不開示部分 8 行目 1 文字目から 3 文字目まで
	文書 8	1 頁目不開示部分 3 行目 1 文字目から 17 文字目まで、不開示部分 11 行目 1 文字目から 23 文字目まで、2 頁目不開示部分 5 行目 1 文字目から 14 文字目まで、4 頁目不開示部分 2 行目及び 3 行目の全て、不開示部分 4 行目 1 文字目から 6 文字目まで
	文書 9	1 頁目表の 5 行目内容欄不開示部分 4 行目の全て

不開示部分 3	文書 1	2 頁目表の 8 行目概要欄不開示部分の全て
	文書 2	2 頁目表の 2 行目から 4 行目までの各概要欄不開示部分 2 文字目から 5 文字目まで
	文書 3	2 頁目表の 2 行目概要欄の不開示部分 2 文字目から 5 文字目まで、 3 頁目表の 3 行目対応状況等欄の 2 行目不開示部分 1 文字目から 8 文字目まで、 表の 8 行目概要欄の不開示部分 2 文字目から 5 文字目まで、 5 頁目表の 2 行目対応状況等欄の 2 行目不開示部分 1 文字目から 8 文字目まで、 表の 7 行目概要欄の不開示部分 2 文字目から 5 文字目まで、 6 頁目表の 8 行目対応状況等欄の 2 行目不開示部分 1 文字目から 8 文字目まで
	文書 4	4 頁目内容欄11/7不開示部分の全て
	文書 6	2、 4、 6、 8、 10、 13、 15、 18、 21、 23、 26、 28 頁目各表の 1 行目から 3 行目までの 7 列目各不開示部分 2 文字目から 5 文字目まで、 18 頁目表の 1 行目から 3 行目までの 8 列目各不開示部分 1 行目 6 文字目から 13 文字目まで
不開示部分 4	文書 7	1 頁目不開示部分 8 行目 16 文字目から 30 文字目まで、 4 頁目不開示部分 9 行目及び 10 行目の全て、 5 頁目不開示部分 1 行目から 8 行目までの全て、 10 行目から 18 行目までの全て、 23 行目及び 24 行目の全て、 6 頁目不開示部分 7 行目及び 8 行目の全て、 9 行目 1 文字目から 14 文字目まで、 11 行目 1 文字目から 10 文字目まで、 12 行目 1 文字目から 11 文字目まで
	文書 8	2 頁目不開示部分 6 行目 38 文字目から行末まで、 7 行目の全て
	文書 9	1 頁目表の 3 行目内容欄の不開示部分 1 行目の全て、 表の 3 行目備考欄の不開示部分全て、 2 頁目表の 3 行目不開示部分 1 行目 14 文字目から行末まで
	文書 10	2 頁目不開示部分 3 行目の全て

(注意)

文字数は、1 行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ 1 文字と数えるものとする。表の列は、左から数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 7 年 8 月 12 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 8 年 2 月 17 日 ( 第20回第五部会 )	・ 審議
令 和 8 年 3 月 24 日 ( 第21回第五部会 )	・ 審議
令 和 8 年 4 月 28 日 ( 第22回第五部会 )	・ 審議